

成田空港の離着陸制限（カーフェー）の
弾力的運用に関する確認書

平成25年3月29日

成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の 弾力的運用に関する確認書

平成22年10月、国・千葉県（以下「県」という。）・成田空港周辺9市町（以下「9市町」という。）・成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）の四者（以下「四者」という。）で構成される「成田空港に関する四者協議会」は、成田空港の国際ハブ空港としての地位確立と地域と空港の共栄のため、年間発着枠を30万回に拡大することを合意した。

現在、成田空港では、その効果として多様な航空ニーズに対応した施設整備が進むとともに、国内外に新たな路線の展開がみられている。

特にLCCの新規参入は、成田空港を拠点に運用されることから、周辺地域はもとより県民にこれまでにない利便が提供されると考えられ、県及び地元9市町としても新たな発展の契機として期待している。

こうした中、昨年12月、国及び空港会社は、成田空港の競争力を高めるとともに、利用者の更なる利便性向上を図ることを目的として、オープンスカイの導入に併せて、別紙のとおり「成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用について（案）」を提案し、その後、9市町と共に地域へ鋭意説明を行ってきた。

四者は、この間の地域住民からの声を真摯に受け止め、生活環境保全の視点から、弾力的運用を最小限とすることとし、下記の事項を遵守することを確認し、その実施について合意する。

なお、実施時期については平成25年3月31日とする。

記

- 1 現行の成田空港の離着陸制限（カーフェュー）時間及び22時台の便数制限（A・B滑走路とも10便まで）を引き続き厳守するとともに、弾力的な運用が最小限となるよう航空会社の指導を強化すること。
- 2 弾力的な運用によって、なし崩し的に運用時間が拡大することのないよう、23時以降に新たなダイヤを設定しないこと。
- 3 提案された対象時間（23時台及び5時台）の離着陸のうち、5時台の着陸は当初の提案から除くこと。
- 4 空港会社は、関係市町の意見を踏まえ、騒音地域住民の健康影響調査を実施すること。
- 5 空港会社は、弾力的運用が発生した場合には、速やかにメール配信やホームページへの掲載をするなど情報公開を徹底するよう、市町の意見を踏まえ、早急に検討し実施すること。
- 6 弾力的運用の実施状況を毎回公表し、3か月に一度、毎月の実施状況を取りまとめ、関係市町に報告するとともに、運用開始から1年後には、市町の意見を踏まえ、検証を行い、その結果について速やかに公表すること。

なお、上記4～6の健康影響調査、情報伝達及び公開、実施結果の検証に関する具体的手法については、早急に四者で協議をすることとする。

また、国及び空港会社は、30万回拡大合意の際約束された周辺対策交付金の充実などのほか、新たな地域からの要望についても誠実に対応し、県及び9市町と共に今後も地域と空港の共生共栄の理念の実現に努める。

特に、いわゆる「直下対策」のうち、現在実施されていない防音工事の拡充については、平成25年度早期の制度化を図るものとする。

国土交通省航空局長

田村明比古

千葉県知事

森田健作

成田市市長

小泉一成

富里市長

相川堅治

山武市長

椎名千収

香取市長

宇井成一

多古町長

菅澤英毅

芝山町長

相川勝重

横芝光町長

佐藤晴彦

栄町長

岡田正市

神崎町長

石橋輝一

成田国際空港株式会社

代表取締役社長

夏目誠

成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用について（案）

成田空港における航空機の離着陸は原則として 6 時から 23 時までとされており、この離着陸制限（カーフェュー）は引き続き遵守することを前提として、以下の事由に該当する場合には、「やむを得ない場合」としてカーフェューを弾力的に運用することとし、離着陸を認めることとする。（23 時から 6 時までの時間帯に定期便を運航することを目的として運用時間を延長するものではない。）

1. 離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用の対象となる事由

（悪天候、異常事態、運航の安全確保等やむを得ない事由により通常の運航に影響を及ぼす事態に遭遇した航空機）

- ① 国外又は国内の出発地空港において、台風、大雪等の悪天候や急患、空港の機能障害等の異常事態等やむを得ない理由により、遅延が生じた航空機の着陸
- ② 飛行中、悪天候や異常事態等やむを得ない理由により、一旦他空港へ着陸した航空機の着陸
- ③ 国内の空港において、悪天候、異常事態、運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延が発生し、更にその影響により玉突き遅延が発生する場合の航空機の着陸
- ④ 国内の目的地空港（行き先）の悪天候や異常事態等やむを得ない理由により、成田空港へ引き返す航空機の着陸
- ⑤ 気象の影響等により成田空港への到着時刻を調整するため、早朝、洋上待機する航空機の着陸
- ⑥ 異常事態、運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延が生じた航空機の離着陸

※メンテナンス不備や作業の遅れ等、航空会社側の都合で遅延が生じた場合は対象外とする。

※恒常的な遅延を改善しない航空会社の場合は対象外とする。

2. 時間帯

- ・ 23 時台の離着陸（24 時以降の離着陸は、下記 9 の場合を除き認めない。）
- ・ 5 時台の着陸

3. 対象機材

- ・ 成田航空機騒音インデックス A（B787、A380 等）、B（B777、B767 等）及び C（B737、A320 等）に適合する低騒音機に限る。

4. 航空会社

- ・ 特に制限を設けない。

5. 手続き

- ・航空会社は、カーフェューの弾力的運用を求める場合は、原則として、出発空港のスポットアウトの時刻までにNAAにその旨を連絡する。連絡を受けたNAAは関係市町へ連絡する。

6. 料金

- ・航空会社は、通常の着陸料に加え、1回の離着陸につき、通常の着陸料の1倍に相当する金額を（ペナルティーとして）上乗せして支払う。また、その額については、割引前の着陸料を基に上乗せ分を算定する。

- ・上乗せ分は、全額、関係市町の騒音対策又は地域振興対策に充てる。
具体的には、騒防法第1種区域（CR/W除く。）の所在する6市町（成田市、芝山町、横芝光町、山武市、多古町、河内町）へ均等配分とする。

→上乗せ分は、運航制限されている時間帯に離着陸することによる関係市町へのペナルティー的な性格を有するものであることから、均等配分とする。

7. 航空会社への指導

- ・例えば、夏期（3月末～10月末）ダイヤにおいて、恒常的な遅延を改善しない航空会社は、冬期（10月末～翌年3月末）ダイヤにおいて、適切なスケジュール調整を指導するものとする。

また、改善が認められない航空会社については、次の夏期ダイヤ以降において、弾力的運用の対象としないこととする。

8. 実施時期

- ・オープンスカイの実施を念頭に置きつつ、出来る限り早期に実施することとし、一定期間経過後、その効果も含め検証することとする。

- ・実施状況について、航空会社名、便名、離着陸時間、遅延理由等を取りまとめ、毎月、「空港情報センター公開資料」により公表する。

- ・また、毎月状況を取りまとめ、3ヶ月に一度、関係市町に対し実施状況を報告することとする。

9. 従来への運用の取扱い

- ・これまでも「緊急またはやむを得ない事態」の場合（台風や大雪等により成田空港全体が影響を受ける場合等）には、関係市町に連絡・相談の上、23時以降の離着陸を認めてきたところであり、この点については、引き続き従来と同様に運用する。